

## ごみ減量化推進事業委託仕様書

### 1. 業務名

ごみ減量化推進事業

### 2. 目的

豊前市では、市内のどの地域においても、人口減少、少子高齢化、独居世帯の増加、核家族化などにより、地域のつながりの希薄化、担い手不足、地域活力の低下などのさまざまな課題に直面している。

こうした課題解決のため、「つなぐ」「めぐる」「かわす」「ひらく」という複層的な仕掛けづくりを行うことで、地域に新たな価値とつながりを生み出し、持続可能なまちの実現を目指すため、地域未来交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）を活用した地方創生の取り組みとして「Re:ぶぜんプロジェクト サークュラーシステムが紡ぐ豊前版小さな拠点 2.0」に取り組んでいる。

本業務は、公民館などの地域の拠点に資源回収ステーションを設置し、誰もが日常的に行う「資源出し」を入口として、拠点となる公民館などに人が集まり、交流が活発化し、地域コミュニティの活性化、互助共助による well-being の向上や移住定住人口及び関係人口の増加など地域の活性化を目指すものである。

また、分別の徹底により、可燃ごみの量を減らし、資源として循環する循環型社会を目指すと同時に、資源の売却益が地域に還元されることで、地域活動を支援する仕組みづくりを目指す。

※事業概要は、<https://www.city.buzen.lg.jp/sousei/rebuzen.html> 参照

### 3. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案等により調整する場合がある。

#### (1) 持続可能な体制づくり

令和6年度、令和7年度に立ち上げた3か所の資源回収ステーション・地域交流拠点（以下「拠点」という。）の運営サポート（資源回収支援を含む。）を行うこと。（月1回以上の公民館訪問など）

拠点の更なる利用拡大をはかるとともに、事業終了後も引き続き地域住民が主体となって拠点を運営していくための手法を提案すること。

地域交流拠点に人が集まる仕組みづくりに有効な企画の提案、実施の支援を行うこと。

資源回収及び地域活動に参加する住民の募集、登録や協力団体の育成を支援すること。

LINE等のSNS活用による情報発信を行い、あわせて情報発信の持続可能な仕組み及び支援者の育成等を行うこと。

利用者、地域住民を対象としたアンケート調査を実施すること。調査項目は発注者と協議の上、決定するものとする。

なお、アンケートの方法は、デジタル機器を活用するなど効率的な手法を提案することとし、回答結果は集計の上、ごみ減量化、コミュニティ活動活性化に関する意識変化や行動変容等について

分析し、マイクロソフト エクセルなど編集可能なデータ形式で発注者に提出すること。

#### (2) 資源回収ステーション及び地域交流拠点の機能提供

今年度は、既存3か所の拠点の運営サポートに重点を置き、引き続き、資源回収ステーション及び地域交流拠点の機能を提供すること。(ポリ袋、コーヒー等の消耗品提供を含む。)

回収品目の想定は別表のとおりとし、地域の要望等を踏まえ、必要があれば現在の収集品目を変更し、機能提供をすること。

資源回収ステーション及びストックヤード等については、臭気対策及び風雨対策を十分に行い、火災対策等も考慮に入れ、安全対策を徹底すること。

収集品目については、地元代表者や施設管理者等と協議、調整し、地域の実情に応じた見直し等を行うこと。また、必要に応じて対象資源の分別BOX等の調達、設置を行うこと。

拠点未設置の地区に対しても本事業を周知・啓発することとし、新規設置可能性があれば、別途、市と協議すること。

なお、拠点の新規開設については、具体的段階に達すれば、本事業の仕様書に新規設置に関する事項を追加し、予算措置を条件として変更契約として対応する予定としている。

#### (3) 地域住民に対する企画の周知、啓発

地域の特性を踏まえ、住民への本委託事業の企画の趣旨等の周知とごみ分別意識の醸成及び減量化や資源化に向けた意識を高める取組を促進するための普及啓発を行うこと。

企画説明会の開催、現地視察の実施など、地域の要望等を踏まえて開催を検討すること。

行政区に加入していない人や外国人など、地域コミュニティとの関係が希薄な人についても普及啓発等の対象とすること。

啓発チラシ、ポスター等を製作し、対象地区の全世帯へ配布など、配布範囲、方法等を検討して、地域の実情に応じて実施すること。

#### (4) イベント等の企画、提案

地域住民に対する周知と参加者を増やすための各種イベントを企画・提案すること。

体験会、イベント等を企画、実施し、更なる啓発を通じてコミュニティの醸成を図ること。

イベント等としては、次のようなものを想定しているが、市と協議のうえ決定すること。

- ・資源回収ステーション(拠点)開設〇周年イベント
- ・地域住民の主体的活動を促進するためのワークショップ
- ・スマートフォン教室(会員登録、LINE、ポイントアプリ、フリマアプリ等)

※教室の前後にごみ分別に関する説明を併せて行う。

イベント参加者の募集、広報活動を実施すること。

市及び地域のイベントに参加し、市民を対象として、拠点について普及啓発すること。

(企画提案を含む。) (参考) 豊前市カラス天狗祭り、

(拠点設置地区ごとに1回以上。体験会、イベント等は、企画・実施するもの、参加するものを問わない。)

#### (5) 環境学習の実施

環境学習授業を通して、子どもたちが環境の保護改善に参加する意欲と、環境問題に関する責任、事態の危急性についての認識を深め、持続可能な社会の構築に向けて実践する取組みを行うこと。  
子どもたちが家庭や学校で実践できる取組みを盛り込むこと。

学校又は地域の要望等に応じて、豊前市外二町清掃センターの視察や令和6年度及び7年度に設置した資源回収ステーションの見学などを、小学校の環境に関する授業や地域住民を対象とした講座などで実施すること。(拠点設置地区ごとに1回以上)

#### 4. 業務の進め方

本業務は、次のとおり進めることとする。

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 本委託事業実施にあたっては、市内事業者、各種団体、個人ボランティア等を積極的に活用し、将来地域主体で資源回収ステーションの運営と地域コミュニティ活動が行われるよう配慮すること。
- (4) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議を行い、決定するものとする。
- (6) 資源化向上や地域コミュニティ向上のために仕様書に記載されていない事項があれば、提案すること。

#### 5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部
  - (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R）1部
- ※ なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品についての問合せ、その他の対応を求めることがある。

#### 6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、その損害賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に

使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。
- (5) 専門的な知識及び調査、仕様作成等が必要な場合又は事業を効率的に実施できる場合は、本市と協議の上、再委託することができる。
- (6) 事業完了後、業務の実施状況等によっては契約金額の減額変更を求める。

別表（資源回収ステーションの収集品目の想定）

カン	ペットボトル
紙製容器包装・雑紙	ビン
雑誌	新聞
段ボール	ペットボトルキャップ
豆腐容器	家庭用廃食用油

※必要に応じて、さらに細分することがある。